

DAS KAPITAL

資本論

カール・マルクス

社会科学研究所 監修
資本論翻訳委員会 訳

11



新日本出版社

カール・マルクス

資 本 論

11

第三卷 第四分冊

社会科学研究所 監修
訳

資 本 論——第11分冊

1988年5月20日 初 版 ©

定価 850円

監 修 者	日本共産党中央委員会付属 社 会 科 学 研 究 所
訳 者	資 本 論 翻 訳 委 員 会
発 行 者	山 本 功

郵便番号 151 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-6

発行所 株式会社 新日本出版社

電話 東京 (423) 8402(営業)

(423) 9323(編集)

振替番号 東京 3-13681

印刷 光陽印刷 製本 みさと製本

落丁・乱丁がありましたらおとりかえいたします。
本書の内容の一部または全体を無断で複写複製(コピー)して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害になります。小社あて事前に承諾をお求めください。

ISBN 4-406-01618-X C 0033

凡 例

一 本書は、カール・マルクス著『資本論』第一―第三部の全訳であり、新書判全一三分冊で刊行される。

二 翻訳にあたっては、ドイツ語エンゲルス版を主たる底本としてドイツ語各版のほか、英語版、フランス語版、ロシア語版その他各国語諸版を照合または参照の上、訳出した（訳出に使用された各国語諸版については本凡例末参照）。また、従来の邦訳はすべて参照した。

三 注については、マルクス、エンゲルスによる原著者注は（―）に漢数字を用いてそれを示し、各段落のあとに訳出した。なお、訳文中や、*印によって訳文のあとに、（―）を用いて挿入されたものはすべて訳者による注および補足である。これらは今回の訳出にあたり独自に作成された。

四 訳注のなかで、「邦訳『全集』、第〇巻、〇〇ページ」とあるのは、ドイツ民主共和国ディーツ社発行の『マルクス・エンゲルス著作集』^{ヴェルケ}を底本とした邦訳『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店）の巻数とページ数をさしている。

五 『資本論』のドイツ語原文にあたらうとする読者の便宜のために、わが国で現在入手の容易なヴェルケ版『資本論』（ディーツ社）の原書ページ数を、訳文の欄外上に（）を用いて付記した。

六 訳文中の「」でくくられた語、句、文は、すべて、原著者によってドイツ語以外の国語（ラテン語などを含む）が単独で使用されている個所の訳である。なお、それらドイツ語以外の国語による語、句、文が、同じ意味のドイツ語と併記されていて、相互の言い換えとして使用されている場合には、それらにニュアンスの相違がある場合をのぞき、該当の他国語の訳出や明示を省略した。文意を理解するうえで必要な場合には、原語がそのまま示されている。

七 原著者の引用文にその原典との相違がある場合には、原則として原著者の引用により訳出し、必要な場合には訳注によりその異同を示した。

八 引用文献のうち邦訳のあるものは、入手の便宜なども考慮し、適当と思われるものを「」を用いて掲げた。ただし、訳文については、掲げた邦訳書のそれに必ずしもよっていない。

九 訳文で、傍点を付した部分は原文のイタリック体の部分を表わしている。

一〇 人名、地名等については、それぞれの国での発音の再現につとめたが、わが国での慣用に従ったものもある。

二 本訳書については日本共産党中央委員会付属社会科学研究所が監修を行なった。研究所の委嘱により、五〇名を超える研究者が訳出に参加し、翻訳のための委員会が組織され、さらに経済学以外の領域の研究者多数の協力を得た。翻訳者は各分冊ごとに訳出グループを編成し、すべての分冊にわたる全体の協議会、分冊グループ内あるいは若干の分冊グループ相互の検討会が行なわれ、分冊ごとに作成された訳稿を、さらに独自に編成された全巻にわたる編集・統一者グループがあらため

て全体との関連から詳細に検討を加えたうえ、分冊グループとの協議を繰り返して完成稿とした。それらの作業の過程で、経済学以外の学問の研究者から提出された意見が参考にされた。

本分冊（第一分冊）については、各分野の研究者の協力を得ながら、左記の体制で訳出・編集が行なわれた。

翻 訳 者 豊川卓二（代表・第三章） 飯田裕康（第二九―三二章） 金原 実（第三四

章） 八柳良次郎（第三五章） 安藤 実（第三六章）

編集・統一者 岡本博之 宇佐美誠次郎 土屋保男 杉本俊朗 朝野 勉

なお、本分冊の訳注の作成にあたり、マルクスの『資本論』草稿（アムステルダムの世界社会史国際研究所所蔵）に関連して、市原健志（第三〇章、各章節表題）、大野節夫（第三六章）の協力を得た。

（付） 第三巻の翻訳にあたって使用された各国語版

ドイツ語版については、初版、第五版、カウツキー版、アドラツキー版、ヴェルケ版を利用し、また、以下の各国語諸版を照合または参照した。英語版（モスクワ版、ペリカン版、カー版）、フランス語版（エディシオン・ソシアル版、ジアル版、コスト版）、ロシア語版（サチネーニヤ版、ステパーノフ版）、スペイン語版（シグロXX版）、エディトリアル・カルタゴ版、フォンド・デ・クルトゥーラ・エコノミカ版）、イタリア語版（リウニティ版、リナーシタ版）、中国語版、朝鮮語版、ポーランド語版、ハンガリー語版、ルーマニア語版、ブルガリア語版、ほか。

目次

第五篇 利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本（続き）…………… 八二

第二九章 銀行資本の構成諸部分…………… 八二

第三〇章 貨幣資本と現実資本 I…………… 八三

（商業信用。産業循環の異なる諸局面における貨幣資本と現実資本）*

第三一章 貨幣資本と現実資本 II…………… 八五

（貨幣の貸付資本への転化。——現存貨幣の量とはかわりのない貸付資本の
総量。——収入または資本の、貸付資本に転化されるべき貨幣への転化）

第一節 貨幣の貸付資本への転化…………… 八五

第二節 資本または収入の、貸付資本に転化される貨幣への転化…………… 八六

第三二章 貨幣資本と現実資本 III…………… 八七

（現実資本の遊離による貸付資本の形成。——概説。——諸結果）

第三章	信用制度下の通流手段……………	九〇〇
第四章	「通貨主義」と一八四四年のイギリスの銀行立法……………	九五二
第五章	貴金屬と為替相場……………	九六六
第一節	金準備の運動……………	九六六
第二節	為替相場……………	一〇〇二
	対アジア為替相場……………	一〇〇五
	イギリスの貿易差額……………	一〇三二
第三十六章	資本主義以前（の状態）……………	一〇三六
	中世における利子……………	一〇六九
	教会にとっての利子禁止の効用……………	一〇七五

*〔括弧内の表題は、初版以来、エンゲルスにより目次に加えられている。以下同様〕

第三卷分冊目次

第一分冊

第三部 資本主義的生産の総過程

第一篇 剰余価値の利潤への転化、および剰余価値率の利潤率への転化

第一章 費用価格と利潤

第二章 利潤率

第三章 利潤率の剰余価値率にたいする関係

第四章 利潤率にたいする回転の影響

第五章 不變資本の使用における節約

第六章 価格變動の影響

第七章 補遺

第二分冊

第二篇 利潤の平均利潤への転化

第八章 異なる生産部門における資本の構成の相違とその結果生じる利潤率の相違

第九章 一般的利潤率（平均利潤率）の形成と商品価値の生産価格への転化

第一〇章 競争による一般的利潤率の均等化。

市場価格と市場価値。超過利潤

第一章 生産価格にたいする労賃の一般的變動の影響

第二章 補遺

第三篇 利潤率の傾向的下落の法則

第一三章 この法則そのもの

第一四章 反対に作用する諸原因

第一五章 この法則の内的諸矛盾の展開

第四篇 商品資本および貨幣資本の商品取引資本および貨幣取引資本への（商人資本への）転化

の

第一六章 商品取引資本

第一七章 商業利潤

第一八章 商人資本の回転。価格

第一九章 貨幣取引資本

第二〇章 商人資本にかんする歴史的スケッチ

第三分冊

第五篇 利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利

子生み資本

第二一章 利子生み資本

第二二章 利潤の分割、利子率、利子率の「自然」率

第二三章 利子と企業者利得

第二四章 利子生み資本の形態における資本関

係の外面化

第二十五章

信用と架空資本

第二十六章

貨幣資本の蓄積。それが利子率におよぼす影響

第二十七章

資本主義的生産における信用の役割

第二十八章

流通手段と資本。トゥックとフライトンの見解

第四分冊

第五篇

利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利

子生み資本（続き）

第二十九章

銀行資本の構成諸部分

第三十章

貨幣資本と現実資本 I

第三十一章

貨幣資本と現実資本 II

第三十二章

貨幣資本と現実資本

第三十三章

信用制度下の流通手段

第三十四章

『通貨主義』と一八四四年のイギリス

第三十五章

の銀行立法

第三十六章

貴金屬と為替相場

第三十七章

資本主義以前（の状態）

第五分冊

第三十八章 差額地代——概説

第三十九章 差額地代の第一形態（差額地代Ⅰ）

第四十章 差額地代の第二形態（差額地代Ⅱ）

第四十一章 差額地代Ⅱ——第一例 生産価格が

不変な場合

第四十二章 差額地代Ⅱ——第二例 生産価格が

下落する場合

第四十三章 差額地代Ⅱ——第三例 生産価格が

高騰する場合。諸結果

第四十四章 最劣等耕地にも生じる差額地代

第六分冊

第六篇 超過利潤の地代への転化（続き）

第四十五章 絶対地代

第四十六章 建築地地代。鉱山地代。土地価格

第四十七章 資本主義的地代の創生記

第七篇 諸収入とその諸源泉

第四十八章 三位一体的定式

第四十九章 生産過程の分析によせて

第五十章 競争の外観

第五十一章 分配諸関係と生産諸関係

第五十二章 諸階級

第六篇 超過利潤の地代への転化

第三十七章 緒論

第五篇 利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本（続き）

第二十九章 銀行資本の構成諸部分*

*〔エンゲルスは「序言」のなかで、この章は「ほとんどまったく草稿からつくることができた」と書いている（本訳書、第三巻、一二ページ）〕

次に、銀行資本がなにかから構成されているかを、もっと立ち入って見てみる必要がある。

*〔草稿ではこの文章の冒頭に「II」の数字が付されている。これに対応する「I」と「III」については、本訳書、第三巻、七七〇ページおよび八二二ページの訳注を参照〕

われわれがいま見てきたように、フラートンその他は、流通手段としての貨幣と、支払手段としての（また、金の流出が考慮される限りでは世界貨幣としての）貨幣との区別を、流通手段（『通貨』）と資本との区別に転化させる。

資本がここで演じる特異な役割からどうしても、啓蒙経済学が貨幣は資本ではないことを入念に教

え込もうとしたのと同じ入念さで、この銀行業者経済学は、実際に貨幣は「真の意味での」資本であることを教え込もうとする。

われわれがのちの研究で示すように、この場合にはしかし、貨幣資本は、利子生み資本の意味での貨幣資本と混同されているのであり、前者の意味では、貨幣資本はつねに、商品資本および生産資本という資本の他の諸形態と区別されたものとしての、資本の通過形態の一つでしかない。

(482)
銀行資本は、(一) 現金すなわち金または銀行券と、(二) 有価証券とから構成されている。後者は、さらに二つの部分に分けることができる。すなわち、一つは商業証券である手形で、これは短期のもので、次々に満期になり、銀行業者本来の業務はそれを割り引くことである。もう一つは、国債証券、国庫証券のような公的有価証券、あらゆる種類の株式、要するに、手形とは本質的に区別される利子生み証券である。抵当証書もこれに含めることができる。これらの物的構成部分からなる資本はまた、銀行業者自身の投下資本と、彼の銀行業資本または借入資本をなす預金とに分かれる。発券銀行の場合には、さらに銀行券がこれにつけ加わる。さしあたり、預金と銀行券は、度外視する。銀行業者資本の現実の構成諸部分——貨幣、手形、保管証券——は、これらさまざまな要素が銀行業者自身の資本を表わしているか、それとも他人の資本である預金を表わしているかということによっては、少しも変わるものでないことだけは明らかである。銀行業者が自己資本だけで営業しようと、自分に預託された資本だけで営業しようと、区分に変わりはない。

利子生み資本の形態は、それが資本から生じるものであろうとなかろうと一定の規則的な貨幣収入

がすべて資本の利子として現われるということを必然的にとまなう。まず貨幣所得が利子に転化され、次にこの利子があることから、それを生み出した資本もみつけ出される。同様に、利子生み資本があることから、あらゆる価値額は、それが収入として支出されなければすぐに資本として現われる。すなわち、その価値額が生み出すことのできる可能的または現実的な利子に対立して、元本として現われる。

ことがらは簡単である。平均利子率は年5%であるとしよう。したがって五〇〇ポンド・スターリングという金額は、それが利子生み資本に転化されれば、年々二五ポンド・スターリングをもたらしであろう。それゆえ、二五ポンド・スターリングの確定的年所得はすべて五〇〇ポンド・スターリングという資本の利子とみなされる。しかしながら、二五ポンド・スターリングの源泉が単なる所有権証書もしくは債権であろうと、またはたとえ地所のような現実の生産要素であろうと、この源泉が直接に譲渡可能であるか、または譲渡可能となる形態を受け取る場合をのぞけば、こうしたことは純然たる幻想的な観念であり、またそういう観念にとどまる。例として、国債と労賃をとってみよう。国家は、その債権者にたいして、年々、借入資本に一定分量の利子を支払わなければならない。債権者は、この場合、自己の債務者に解約を通告することはできず、債権すなわち自己の占有権証書を売ることができるだけである。資本そのものは、国家によって食い尽くされ、支出されている。それは、もはや実存しない。国家の債権者が所持しているものは、(一)たとえば、一〇〇ポンド・スターリングという国家の債務証書である。(二)この債務証書は、債権者にたいし、年々の国家収入す

(483)

なわち年々租税が生み出すものについて、たとえば五ポンド・スターリングまたは5%という一定額の請求権を与える。(三) 債権者は、一〇〇ポンド・スターリングの債務証書を任意に他の人々に売ることが出来る。利子率が5%で、それにたいする国家の保証が前提されれば、所持者Aは、その債務証書を通例一〇〇ポンド・スターリングでBに売ることが出来る。というのは、Bにとっては彼が一〇〇ポンド・スターリングを年々5%で貸し出しても、または彼が一〇〇ポンド・スターリングを支払って国家から五ポンド・スターリングという額の年々の貢ぎ物を確保しても、同じことだからである。しかしこれらすべての場合には、資本——国家による支払いがその子(利子)とみなされる資本——は、幻想的なもの、架空資本にとどまる。国家に貸し付けられた金額がもはやまったく実存しないという理由からだけではない。もともとその金額は、決して資本として支出され、投下されるよう予定されてはいなかったためであり、その金額は、それが資本として投下されることによってのみ、自己を維持する価値に転化されえたであろうからである。最初の債権者Aにとっては、年々の租税のうち彼の手にはいる部分は、彼の資本の利子を表わしており、それは、ちょうど高利貸しにとって浪費家の資産のうち彼の手にはいる部分が彼の資本の利子を表わしているのと同じである。といっても、どちらの場合にも、貸し付けられた貨幣額は、資本として支出されたのではないのであるが。国家の債務証書を売る可能性は、Aにとっては、元金の還流の可能性を表わしている。Bにかんして言えば、彼の個人的見地からすれば、彼の資本は、利子生み資本として投下されている。実際は、彼はAに取って代わっただけで、国家にたいするAの債権を購入しただけである。これらの取引は、さ

(484)

らになお幾度も繰り返されるかもしれないが、国債という資本は、依然として純粹に架空なものであり、債務証券が売却不可能となるその瞬間から、この資本という外観はなくなるであらう。それにもかかわらず、われわれがすぐ見るであらうように、この架空資本は、それ独自の運動をもつのである。

国債という資本では、マイナス〔国家の債務〕が資本として現われる——それは利子生み資本一般があらゆる錯乱した形態の母であり、その結果、たとえば債務が銀行業者の觀念においては商品として現われることができるように——のであるが、このような資本に対比して、次には労働力を考察してみよう。労賃は、ここでは利子であると解され、それゆえ労働力は、この利子を生む資本であると解される。たとえば、一年間の労賃Ⅱ五〇ポンド・スターリングで、利率が五%であるとすれば、一年間の労働力は、一〇〇〇ポンド・スターリングの資本に等しいものとみなされる。資本家的な考え方の錯乱は、ここでその頂点に達する。というのは、労働力の搾取から資本の価値増殖を説明する代わりに、逆に、労働力そのものがこの神秘的な物、利子生み資本であるということから、労働力の生産性が説明されるからである。一七世紀の後半には（たとえばペティにおいて）、これはお気に入り（意訳）の觀念であったが、それはこんにちでも大真面目に、一部は俗流経済学者たちによって、一部は、また主としてドイツの統計学者たちによって用いられている。ここには残念ながら、この無思想な觀念を不愉快にくつがえす二つの事情が現われる。第一に、労働者は、この利子（労賃）を手に入れるためには、労働しなければならぬということ、第二に、労働者は、自己の労働力の資本価値を譲渡によつては換金しえないということ、がそれである。むしろ、彼の労働力の年価値は、彼の年平均賃銀に

等しいのであり、また彼が自己の労働によって労働力の買い手のために補填しなければならないものは、労働力の価値自体、プラス、その価値増殖分である剰余価値、なのである。奴隷制のもとでは、労働者は資本価値、すなわち彼の購買価格をもっている。そして彼が、貸貸される場合には、借り手はまず購買価格の利子を支払わなければならない、なおそのうえに、この資本の年々の損耗分を補填しなければならない。

(二)「労働者は、その年々のかせぎの貨幣価値を利子収益とみなせば算出できる資本価値をもっている。……もし……一日の平均貸銀率を四%で資本還元すれば、男子農業労働者一人の平均価値は、オーストリア（ドイツ系）では一五〇〇ターレル、プロイセンでは一五〇〇ターレル、イングランドでは三七五〇ターレル、フランスでは二〇〇〇ターレル、ロシア本土では七五〇ターレルとなる」（フォン・レーデン『比較文化統計』ベルリン、一八四八年、四三四ページ）。

架空資本の形成は、資本還元と呼ばれる。規則的に反復される所得は、いずれも、平均利子率に従って計算することによって、すなわち、この利子率で貸し出された資本がもたらすであろう収益として計算することによって、資本に還元される。たとえば、年々の所得一〇〇ポンド・スターリング、利子率二五%であるとすれば、一〇〇ポンド・スターリングは二〇〇ポンド・スターリングの年利子であらうし、この二〇〇ポンド・スターリングは、いまや、この年々の一〇〇ポンド・スターリングにたいする法律上の所有権証書の資本価値とみなされる。その場合には、この所有権証書を買う人にとっては、この年々の一〇〇ポンド・スターリングの所得は、実際に彼の投下資本に生じる五%

(485)

の利子を表わす。こうして、資本の現実的価値増殖過程とのいっさいの連関は最後の痕跡にいたるまで消えうせ、資本とは自己自身で自己を増殖する自動装置であるという觀念が固定する。

また、債務証券——有価証券——が、国債の場合のように、純然たる幻想的な資本を表わしていない場合にも、この証券の資本価値は、純粹に幻想的なものである。信用制度がいかに結合資本〔株式資本〕を生み出すかは、前に見た*。有価証券は、この資本を表わす所有権証券とみなされる。鉄道、鉱山、水運などの会社の株式は、現実資本を表わしている。すなわち、これらの企業に投下されて機能している資本、または、このような企業で資本として支出されるために株主たちによって前貸しされている貨幣額を表わしている。といっても、それらの株式が単なるいかさまを表わしていることもないわけでは決してない。しかし、この資本は、一度は所有権証券すなわち株式の資本価値として、もう一度は前記の諸企業に現実投下されているか、または投下されるべき資本として、二重に実存するのではない。それは後者の形態でのみ実存するのであり、株式は、この資本によって実現されるべき剰余価値にたいする[〃]比例的な[〃]所有権証券以外のなものでもない。Aは、この権利証券をBに、BはそれをCに売却するかもしれない。これらの取引は、ことがらの性質をなんら変えるものではない。この場合、AまたはBは自分の権利証券を資本に転化したのであるが、Cは自分の資本を、株式資本から期待されるべき剰余価値にたいする単なる所有権証券に転化したのである。

*〔本訳書、第三巻、七五六—七五八ページ参照〕

これら所有権証券の——国庫債券だけでなく、株式もの——価値の自立的運動は、これらの所有権